

消防・救急無線のデジタル化

○消防・救急無線システムについて

消防本部や消防署などに設置された無線基地局と消防車両や救急車両に装備された無線機等との間で、消防本部から消防隊・救急隊への指令、消防隊・救急隊から消防本部への報告等に使用される、消防救急活動に必要不可欠な無線通信網

○消防・救急デジタル無線システムについて

消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、既存のアナログ方式の消防救急無線設備の更新時期等を踏まえつつ、アナログ方式による150MHz帯周波数の使用期限である平成28年5月31日まで（※）に260MHz帯でのデジタル方式に移行（デジタル化）することとされている。

（※）電波法関係審査基準の一部改正（平成15年総務省訓令第82号）及び周波数割当計画の一部変更（平成20年総務省告示第291号）により規定

【イメージ図】

